

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第7条第8項」を「第7条第9項」に改める。

第1条の4第2号中「第11条の9第1項」を「第11条の10第1項」に改める。

第7条第5項中「並びにゴルフ場利用税（」を「、法人の県民税及び事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税並びに軽油引取税（納税者又は）」に改め、「以下この項及び」を削り、「）を使用して」の次に「納付又は」を加え、「、法人の県民税及び事業税並びに県たばこ税（納税者が電子情報処理組織を使用して納付を行うための手続を行った場合に限る。）に係る徴収金」を削る。

第7条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「まで」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項から第5項までの規定によるほか、個人事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金は、地方自治法第231条の2の3第1項の規定により知事が指定した者（以下この項において「指定納付受託者」という。）が納税義務者から納付の委託を受けたときは、当該指定納付受託者に納付させることができる。

第7条の2及び別表第4の9の2の項中「第11条の9第3項」を「第11条の10第3項」に改める。

第9号様式を次のように改める。



県 税

都道府県コード 140007 領収済通知書

納税者

課税 年度	年	月	納税通知書番号・登録番号・管理番号・ 事業年度等

申告区分 税 ()	十億	百万	千	円
延滞金				
加算金				
重加算金				
計				

上記の金額を領収したので、
通知します。

神奈川県 事務所出納員殿

領収日付印

都道府県コード 140007 納付 (入) 書 (原符)

納税者

課税 年度	年	月	納税通知書番号・登録番号・管理番号・ 事業年度等

申告区分 税 ()	十億	百万	千	円
延滞金				
加算金				
重加算金				
計				

納期限

領収日付印
事務所
日 計
口
円

県 税

都道府県コード 140007 領収証書

住所

(所在地)

納税者氏名

(法人名)

課税 年度	年	月	納税通知書番号・登録番号・管理番号・ 事業年度等

申告区分 税 ()	十億	百万	千	円
延滞金				
加算金				
重加算金				
計				

上記の金額を領収しました。

納期限

領収日付印
納付場所
神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代 理金融機関及び神奈川県収納代理金融機 関 (神奈川県収納代理金融機関及び全 国の地方税統一QRコード対応金融機関)

備考 全国の地方税統一QRコード対応金融機関は、法人の県民税及び事業税の徴収金の納付書の場合に記載すること。

第 145 号様式の 10 中「ので、別添の納付書により指定期日まで
に納めてください」を削り、

「

指 定 期 日	年 月 日	
備 考		

を

」

「

備 考	
--------	--

に

」

改める。

附 則

- この規則は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第 145 号様式の 10 の改正規定及び次項の規定 公布の日
 - 第 7 条第 5 項の改正規定 令和 6 年 10 月 28 日
 - 第 1 条の 4 第 2 号、第 7 条の 2 及び別表第 4 の 9 の 2 の項の改正規定 令和 7 年 1 月 1 日
 - 第 9 号様式の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日
- 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。